

報告第 2 2 号

地方自治法第 1 8 0 条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

1 市長の専決事項の指定について第 2 項による専決処分

番号	発 生 局 名	専決処分 年 月 日	損 害 賠 償 の 額	事 件 の 概 要
1	環境局	3. 8. 17	円 170,500	令和 3 年 5 月 18 日、高津区***** *****で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有のマンションの外壁に接触し、破損させたもの
2	環境局	3. 9. 3	円 12,209	令和 3 年 6 月 29 日、宮前区***** *****で、本市軽ライトバンが、右折しようとした際、前方から走行してきた被害者所有の自動二輪車が衝突を避けようとして、車止めポールに接触し、当該自動二輪車が破損したもの
3	環境局	3. 9. 7	円 67,100	令和 3 年 4 月 23 日、被害者宅先路上で、本市小型ごみ収集車が、対向車を避けようと左に寄って一時停止した後、発進した際、被害者所有の擁壁に接触し、破損させたもの
4	環境局	3. 9. 8	円 28,600	令和 3 年 6 月 22 日、麻生区***** *****で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有のブロック塀に接触し、破損させたもの
5	環境局	3. 9. 30	円 61,353	令和 3 年 8 月 26 日、宮前区***** *****で、本市中型浄化槽車が、宮前生活環境事業所構内から道路に出た際、左側から走行してきた被害者所有の自動二輪車に接触し、破損させたもの

6	健康福祉局	3. 9. 24	円 293,731	令和3年6月1日、看護短期大学構内で、本市軽乗用車が、後退した際、後方に停止していた被害者所有の小型乗用車に接触し、破損させたもの
7	宮前区役所	3. 8. 17	円 251,543	令和3年6月23日、宮前区***** *****で、本市軽ライトバンが、右折しようとした際、左側から直進してきた被害者所有の小型乗用車に接触し、破損させたもの
8	消防局	3. 8. 31	円 40,920	令和3年7月25日、中原区***** *****で、患者を搬送中の本市救急車が、被害者所有の小型ライトバンの右側を追い抜こうとした際、当該小型ライトバンに接触し、破損させたもの
9	消防局	3. 9. 21	円 56,340	令和3年6月4日、中原区***** *****で、本市救急車が、停車していた被害者所有の大型トラックの右側を通り抜けようとした際、発進した当該大型トラックに接触し、破損させたもの
10	環境局	3. 10. 19	円 73,700	令和3年8月6日、中原区***** *****で、本市職員が、ごみの収集作業中、ごみが入れていた容器が被害者所有の外灯に接触し、破損させたもの
11	建設緑政局	3. 8. 3	円 1,766	令和3年3月24日、川崎区***** **で、被害者が歩行中、街路樹の切り株につまずいて転倒し、負傷し、及び被害者の衣服が破損したもの
12	建設緑政局	3. 8. 23	円 16,152	令和3年3月2日、宮前区***** *****で、蓋の設置されている側溝上を通行中の被害者が、側溝の蓋とともに落下し、被害者の眼鏡等が破損したもの
13	建設緑政局	3. 8. 23	円 174,218	令和3年5月7日、宮前区***** *****で、被害者所有の普通トラックが、側溝のグレーチングの上を走行したところ、当該グレーチングが跳ね上がり、当該普通トラックを破損させたもの
14	建設緑政局	3. 8. 30	円 133,595	令和3年5月10日、多摩川緑地諏訪地区内で、本市職員が草刈り作業中、草刈機によって跳ねた石が、作業現場付近に駐車していた被害者所有の軽自動車に当たり、破損させたもの
15	建設緑政局	3. 10. 15	円 15,840	令和3年6月18日、多摩区***** *****で、被害者が歩行中、ガードレールに固着していた突起状の金属片に接触し、被害者の衣服が破損したもの

2 市長の専決事項の指定について第5項による専決処分

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

専決処分年月日 令和3年10月26日

公布年月日 令和3年11月4日

川崎市条例第73号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌を定める条例の一部改正)

第1条 川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌を定める条例（昭和46年川崎市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表麻生区の項中「岡上」の次に「、岡上1丁目、岡上2丁目、岡上3丁目、岡上4丁目、岡上5丁目、岡上6丁目」を加える。

(川崎市老人いこいの家条例の一部改正)

第2条 川崎市老人いこいの家条例（昭和47年川崎市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表川崎市岡上老人いこいの家の項中「川崎市麻生区岡上277番地」を「川崎市麻生区岡上3丁目13番1号」に改める。

(川崎市こども文化センター条例の一部改正)

第3条 川崎市こども文化センター条例（昭和35年川崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表川崎市岡上こども文化センターの項中「川崎市麻生区岡上277番地」を「川崎市麻生区岡上3丁目13番1号」に改める。

(川崎市市民館条例の一部改正)

第4条 川崎市市民館条例（昭和47年川崎市条例第38号）の一部を次の

ように改正する。

第2条第2項の表川崎市麻生市民館岡上分館の項中「川崎市麻生区岡上
286番地1」を「川崎市麻生区岡上3丁目15番5号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年11月22日から施行する。

3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

訴えの提起

番号	専決処分 年 月 日	請 求 の 要 旨
1	3. 8. 18	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料1,079,222円、延滞金及び令和2年1月8日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月80,700円の支払を求めるもの
2	3. 8. 18	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料77,096円、延滞金及び令和2年1月8日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月23,900円の支払を求めるもの
3	3. 8. 18	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し及び令和3年7月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月91,400円の支払を求めるもの
4	3. 8. 18	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し及び令和3年7月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月35,700円の支払を求めるもの
5	3. 8. 18	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料35,700円、延滞金及び令和2年5月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月35,700円の支払を求めるもの

6	3. 8. 18	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料186,666円、延滞金及び令和2年11月27日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月100,000円の支払を求めるもの
7	3. 8. 12	市営住宅において騒音を繰り返し発生させる迷惑行為を行い、本市の是正勧告にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し及び令和3年5月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月17,600円の支払を求めるもの